



平成30年3月23日
航空局安全企画課

航空機、無人航空機相互間の安全確保と調和に向けた検討会のとりまとめについて ～ 飛行情報共有機能のあり方について ～

「航空機、無人航空機相互間の安全確保と調和に向けた検討会」での検討内容を踏まえ、飛行情報共有機能のあり方についてとりまとめを行いましたので公表します。

平成29年3月にとりまとめられた「航空機、無人航空機相互間の安全確保と調和に向けた検討会」（以下、「検討会」という。）の中間とりまとめを踏まえ、国土交通省では、航空機及び無人航空機の運航者が飛行情報を共有できる機能（以下、「飛行情報共有機能」という。）を構築していくこととしました。

これを受けて、検討会等において、航空機及び無人航空機の運航者などが共有する情報及び当該情報の収集方法などについて検討を行ってきました。

今般、検討会の内容を踏まえ、飛行情報共有機能のあり方についてとりまとめを行いましたので別添のとおり公表します。

（添付資料）

- ・ 航空機、無人航空機相互間の安全確保と調和に向けた検討会
～飛行情報共有機能のあり方について～ 概要
- ・ 航空機、無人航空機相互間の安全確保と調和に向けた検討会
～飛行情報共有機能のあり方について～ 本文

【お問い合わせ先】

航空局 安全部 安全企画課 長谷、西森

代表：03-5253-8111（内線 48-187、48-130）

直通：03-5253-8696

FAX：03-3580-5233